愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

令和4年3月28日提出

教育長 長 谷 川 洋

説明

この案を提出するのは、成年年齢の引き下げ及び、愛知県立千種聾学校ひがしう ら校舎の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 民法の一部改正(令和4年4月1日施行)により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、在学中に成年に達することとなる愛知県立特別支援学校の生徒に係る退学や休学等の手続きについて所要の改正を行う。
- (2)愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎の設置に伴い、別表(第一条関係)に新たに項を追加する。

2 改正内容

- (1)成年に達した生徒が、退学若しくは転学(第6条)、留学(第7条)又は休学(第8条)を校長に願い出る場合、保護者の署名を要しないものとする規定を追加する。
- (2)別表(第1条関係)の愛知県立千種聾学校の項の次に愛知県立千種聾学校ひがし うら校舎の項を新たに追加する。

1	名 称	愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎			
2	障害種別	聴覚障害			
3	部 · 科	幼稚部			小学部
4	学 科				
(5)	修業年限	3年	2年	1年	6年
6	入学資格	満3歳児	満4歳児	満5歳児	

3 施行期日

令和4年4月1日

ただし、愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎の項を加える規定は令和5年4月1日から施行する。

2

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表愛知県立于種聾学校の頃の炊に炊の一頃を加える。

頃を加える改正規定は、今和五年四月一日から施行する。

聽覚摩害

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号)の一部を次のように

牧正する。

第六条中「付して保護者連署の上」を「付し、並びにその者及びその保護者(その者が成年者

である場合は、その者)が署名した書面により」に改める。

第七条第一項中「保護者連署の上」を「その者及びその保護者(その者が成年者である場合は、

その者)が署名した書面により」に致める。

第八条第一項中「保護者連署の上、」を「その者及びその保護者(その者が成年者である場合は、

この規則は、今和四年四月一日から施行する。ただし、別表愛知県立千種聾学校の頃の次に一

幼稚部

小学部

111併

1

1 #

大年

高温器児

満四歳児

備五歳児

愛知県教育委員会規則第

その者)が署名した書面に」に改める。

愛知県立于種讐学校ひが

しらら咬舎

圣 三

令和四年三月

愛知県教育委員会教育長 長谷川 泄

新

(退学及び転学)

第六条 護者(その者が成年者である場合は、その者)は転学しようとするときは、その理由を付し、 (その者が成年者である場合は 学校の幼稚部又は高等部に在学する幼児又は生徒は、 が署名した書面により 並びにその者及びその保 退学し、

校長に願い出なければならない。

(留学)

2

第七条 その者及びその保護者 した書面により 愛知県教育委員会の定めるところにより留学しようとするときは、 学校の高等部に在学する生徒は、 校長に願い出なければならない。渡者(その者が成年者である場合は、 外国の正規の後期中等教育機関 その者) が署名

(休略 学)

第八条 ならない。
た書面にその理由を証する書面を添えて、校長に休労の者及びその保護者(その者が成年者である場合は、 やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、そ八条一学校の幼稚部又は高等部に在学する幼児又は生徒は、病気その他 校長に休学を願い出なければ その者) が署名し 2

2

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校 とする。 (以下「学校」という。) の教育の対象とする障害種別、 部及び科、 学科、 修業年限並びに入学資格は、 別 表のとおり

別表 (第一条関係

名

称

障害種別

部

科

学

科

聾学校ひがし

愛知県立

千

聴覚障害

幼稚部

年年

満満満 五四三歳 歳 規 児 児

別表 (第一条関係

愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立千種聾学校の項まで 年修 限業 入 学 資 略 格 同 上 名 称 障害種 別 部 科 学 科 年修 限業 入 学 資 格

旧

(退学及び転学)

第六条 願い出なければならない。 は転学しようとするときは、 学校の幼稚部又は高等部に在学する幼児又は生徒は、 その理由を付して保護者連署の上、

(留学)

第七条 学校の高等部に在学する生徒は、外国の正規の後期中等教育機関 保護者連署の上、校長に願い出なければならない。に、愛知県教育委員会の定めるところにより留学しようとするときは、

2 略

やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、第八条 学校の幼稚部又は高等部に在学する幼児又は生徒は、病気その ければならない。護者連署の上、その理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出な護者連署の上、その理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なやむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、保

	愛知県立豊橋聾学校の項以下の略	うら校舎
-		六年
	同上	